

(労働時間及び休憩時間)

第〇〇条 所定労働時間は、毎月 21 日を起算日とする 1 箇月単位の変形労働時間制によるものとし、1 箇月を平均して週 40 時間を超えないものとする。なお所定労働時間は 1 日 10 時間とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業時刻	午前 9 時 00 分
終業時刻	午後 8 時 00 分
休憩時間 (1 時間)	午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

2 会社は業務の都合により、前項に定める始業時刻、終業時刻を繰り上げまたは繰り下げることがある。

(休日)

第〇〇条 休日は日曜日を起算の週休 3 日制とし勤務シフト表において定めるものとする。

- 2 勤務シフト表は原則〇〇日までに各人に配布するものとする。
- 3 法定休日は日曜日を起算して最初の休日とする。
- 4 勤務シフト表で定める休日は業務の都合上、変更する場合がある。